

チェックリスト（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く））

< KHKS 0850-1(2005) >

検査項目	検査方法	判定基準	判定		
1 警戒標等					
1.1 境界線・警戒標 (第6条第1項第1号・42号イ) < 例示基準 1 >	目視検査	外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 1.境界線 門・扉・柵等の設置。ない場合は地上にペイント等で明示し区分されていること。 2.警戒標 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">高圧ガス製造事業所</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ガス充てん中</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">火気厳禁</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">容器置場</div> 等の警戒標が設置されていること。 </div>					
1.2 可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置 (第6条第1項第6号) < 例示基準 4 >	目視検査	貯槽本体への塗色、ガス名朱書き又は標紙等貼付による場合： 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 標識の掲示による場合： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否 該 当 ナ シ		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> .可燃性ガスのガス名を朱書き又は標紙を貼付し、直径の 1/10 以上の幅で帯状に赤色の塗料を塗ること。 地下埋設貯槽にあっては、可燃性ガスであることが容易にわかる標識を掲げること。 </div>					
1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置 (第6条第1項第41号) < 例示基準 33 >	目視及び作動検査	〔目視検査〕 標識板等： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 名称又は塗色等の表示及び流れ方向の表示： 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 施錠、封印等： 外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 操作用足場及び照明等： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 照明等の点灯状況について、1年に1回作動（点灯）させて確認する。	合 否		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 1.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉方向の明示 2.バルブ等に係る配管に流体名の明示、流れ方向の明示 3.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉状態の明示 4.通常使用しないバルブに施錠、封印、作動防止等の措置 5.適切な足場と操作に必要な照度の確保 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 6.計器盤に設けた緊急遮断弁等のボタン等には、不測の事故防止のため、カバー、キャップ、保護棒等を取り付け、開閉状態を示すシグナルランプ等の表示を計器盤に設けること </td> </tr> </table> </div>				1.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉方向の明示 2.バルブ等に係る配管に流体名の明示、流れ方向の明示 3.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉状態の明示 4.通常使用しないバルブに施錠、封印、作動防止等の措置 5.適切な足場と操作に必要な照度の確保	6.計器盤に設けた緊急遮断弁等のボタン等には、不測の事故防止のため、カバー、キャップ、保護棒等を取り付け、開閉状態を示すシグナルランプ等の表示を計器盤に設けること
1.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉方向の明示 2.バルブ等に係る配管に流体名の明示、流れ方向の明示 3.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉状態の明示 4.通常使用しないバルブに施錠、封印、作動防止等の措置 5.適切な足場と操作に必要な照度の確保	6.計器盤に設けた緊急遮断弁等のボタン等には、不測の事故防止のため、カバー、キャップ、保護棒等を取り付け、開閉状態を示すシグナルランプ等の表示を計器盤に設けること				

<p>1.4 毒性ガスの識別措置・危険標識 (第6条第1項第33号) <例示基準 33></p>	<p>目視検査</p>	<p>外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>1 識別措置 毒性ガス製造施設の当該区画の見やすい箇所に識別標を掲げること。 毒性ガス()製造施設</p> <p>2 危険標識 毒性ガス漏えい注意箇所 毒性ガスが漏洩するおそれのある箇所に危険標識を掲げること。 1、2の文字は縦横 5cm以上で10m遠方から識別でき、地を白、文字を黒色(「注意」にあっては赤色)とする 危険標識は縦でも可。</p>			
<p>2 保安距離・施設レイアウト等</p>			
<p>2.1 保安距離 (第6条第1項第2号・42号八・二)</p>	<p>距離測定(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認) 目視検査(保安距離緩和等の為の障壁措置の場合)</p>	<p>〔距離測定〕 1年に1回実測又は図面上で確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。) 〔目視検査(障壁措置の場合)〕 外観に破損、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>処理能力 _____ m³ (配管で連結されている処理設備の場合は合算) 貯蔵能力 _____ kg(液化ガス)、 _____ m³(圧縮ガス) (配管で連結されている貯槽(容器)の場合は合算) Xは処理能力又は貯蔵能力のいずれが大なるほう 一般則の設備距離は、距離短縮措置はない。 第1種保安物件までの概算距離 _____ m 第2種保安物件までの概算距離 _____ m 第1種設備距離 L₁ _____ m(可燃性、毒性)、L₂ _____ m(酸素)、L₃ _____ m(その他) 第2種設備距離 L₂ _____ m(可燃性、毒性)、L₃ _____ m(酸素)、L₄ _____ m(その他) (敷地内、敷地外) 置場面積 _____ m² (配管で連結されている容器の場合、複数の容器置場がある場合は合算) 距離短縮措置 イ 該当なし、ロ 障壁 第1種置場距離 l₁ _____ m、l₂ _____ m (lは距離短縮措置有りの場合) 第2種置場距離 l₁ _____ m、l₂ _____ m (lは距離短縮措置有りの場合) (敷地内、敷地外) 障壁 : <例示基準 22> イ 鉄筋コンクリート 高さ2m(容器置場は1.8m)以上、厚さ12cm以上 ロ コンクリートブロック 高さ2m(容器置場は1.8m)以上、厚さ15cm以上 (イ、ロいずれも配筋 9mm、縦・横間隔 40cm以下) ハ 鋼板製 1.8m以下の間隔の支柱で取り付け高さ2m(容器置場は1.8m)以上のもので次のいずれか ・t= 3.2mm以上で30×30以上の等辺山形鋼を縦・横間隔40cm以下 ・t= 6mm以上) 圧縮機、充てん場所等に障壁を配置する場合は、日常の作業及び消火活動に支障を及ぼさないようにすること 可燃性ガス及び毒性ガスの場合は、漏洩ガスが付近に滞留しないよう配置すること。</p>			

<p>2.2 設備間距離 (第6条第1項第4号・5号) 【可燃性ガス】</p>	<p>距離測定(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)</p>	<p>〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)</p>	
<p>4号関係(設備間距離) 可燃性ガスの製造設備(付属冷凍設備を除く)との距離は以下のとおり ア 他の可燃性ガス製造設備に対し5m以上 イ 特定圧縮水素スタンドの処理設備(貯蔵設備)に対し6m以上 ウ 酸素の製造設備(酸素の通る部分に限る)に対し10m以上</p>			<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>5号関係(貯槽間距離) 可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力300m³又は3^ト以上に限る)との距離は以下のとおり 他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、1m以上又は貯槽の最大直径の和の1/4のいずれか大なる距離を有すること。ただし、防消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>防消火上有効な措置<例示基準3></p> <p>距離短縮措置 イ 該当なし、ロ 散水(水噴霧) ハ 消火栓</p> <p>ロ 散水(水噴霧)対象貯槽表面積m²当たり 耐火構造ナシ 7(8)ℓ/min/m²、準耐火貯槽 4.5(6.5)ℓ/min/m²、耐火貯槽 2(4)ℓ/min/m²</p> <p>ハ 消火栓 筒先圧力0.35MPa以上 放出能力400ℓ/min以上のもの 対象貯槽表面積35m²当たり1個以上 耐火構造ナシ 1コ/35(30)m²、準耐火貯槽 1コ/55(38)m²、耐火貯槽 1コ/125(60)m²</p> <p>()内の数値は貯槽間距離が1mに満たない場合の有効措置</p> <p>ロ、ハとも30分以上連続放射できる水量を確保</p>			<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>2.3 火気取扱施までの距離 (第6条第1項第3号) 【可燃性ガス】</p>	<p>距離測定(製造設備及び火気取扱施設の設置状況に変更がない場合、記録確認)</p> <p>目視検査(防火壁・二重扉、シリンダ-キャビネット等の流動防止措置及び連動措置の場合)</p> <p>作動検査(シリンダ-キャビネットの流動防止措置及び連動装置の場合) 上記目視検査も行う。</p>	<p>〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。)</p> <p>〔目視検査(流動防止措置の場合)〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査(シリンダ-キャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p> <p>〔作動検査(連動装置の場合)〕 1年に1回試験用標準ガスの使用により作動することを確認する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p> <p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>製造設備外面から火気取扱施設(ボイラー、ストーブ、喫煙室、キュービクル等電気設備(防爆仕様除く等))に対し、8m以上離隔</p> <p>1 距離代替(流動防止)措置<例示基準2></p> <p>イ 該当なし、ロ 防火壁(障壁) ハ 二重扉(防火戸 網入ガラス)、ニ シリンダ-キャビネット ロ 防火壁(障壁):高さ2m以上 迂回水平距離 8m以上</p>			

<p>ハ 二重扉(防火戸・網入ガラス) 水平距離 8m以上離隔できない場合 二重扉は人の出入口に使用 ニ 例示基準 35に規定するシリンダーキャビネット</p> <p>2 電気設備に対し労働安全衛生法に規定する措置 (防爆仕様) イ 該当なし ロ 該当有り 3 連動装置(漏洩時に直ちに使用中の火気を消す装置) イ 該当なし ロ 該当有り</p>			
<p>2.4 防液堤内外の設備設置規制 (第6条第1項第8号) 【可燃性又は酸素の液化ガスで貯蔵能力1,000 ㍺以上の貯槽、毒性の液化ガスで貯蔵能力 5㍺以上の貯槽 該当】 < 例示基準 5></p>	<p>目視及び測定(設置状況に変更がない場合、記録確認)</p>	<p>〔目視検査〕 防液堤内外に設置されている設備・施設の種類について、1年に1回目視により確認する。 〔距離測定〕 防液堤外に設置されている設備までの距離を1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<p>流出防止措置< 例示基準 5> < 製造細目告示第 2条第 2項></p> <p>1 防液堤 貯槽の種類に応じた防液堤で、集合防液間仕切りがあること 防液堤内側及び外面から10m (毒性ガスは大臣が定める距離)以内には大臣が定めたもの以外を設置しないこと。 2 その他 防液堤以外の例示基準に示す措置</p>			
<p>2.5 滞留しない構造 (第6条第1項第9号・42号へ) 【可燃性ガス】 < 例示基準 6></p>	<p>目視及び作動検査(可燃性ガス製造設備を設置する室、可燃性ガス容器置場の場合)</p>	<p>〔目視検査(開口部、換気装置等の場合)〕 外観に破損、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔目視検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査(換気装置設置の場合)〕 1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。 〔作動検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<p>滞留しない構造< 例示基準 6></p> <p>1 空気より比重の小さい可燃性ガス ガスの性質、処理(貯蔵)量、設備の特性、室の広さ等を考慮し、2方向以上の開口部又は換気装置により通風を良好にすること 2 空気より比重の大きい可燃性ガス ガスの性質、処理(貯蔵)量、設備の特性、室の広さ等を考慮し、床面まで開口した2方向以上の開口部又は床面近くに吸気口を備えた換気装置により床面の通風を良好にすること</p> <p>シリンダーキャビネットに収納した場合は、滞留しない構造に該当する。</p>			

<p>2.6 直射日光を遮る措置 (第6条第1項第42号ホ) 【可燃性ガス、酸素】</p>	<p>目視検査及び作動試験(容器置場の場合)</p>	<p>〔目視検査〕 不燃性又は難燃性の軽量の屋根の場合 外観について、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視より確認する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p><例示基準 34> 1 容器置場に不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根 2 短期間であれば不燃性又は難燃性のシートで代替え可能 シリンダーキャビネットに収納した場合はこの限りでない。次項へ!</p>			
<p>2.6 直射日光を遮る措置 (第6条第1項第42号ホ) <例示基準 35> 【可燃性ガス、酸素】</p>	<p>目視検査及び作動試験(容器置場の場合)</p>	<p>シリンダーキャビネット シリンダーキャビネットに腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>2.7 ジシラン等の自然発火に対し安全の構造 (第6条第1項第42号ト) <例示基準 36> 【ジシラン、ホスフィン、モノシラン】</p>	<p>記録確認又は図面確認(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)、目視及び作動試験</p>	<p>〔記録又は図面確認(容器置場を不燃性又は難燃性の材料とした場合)〕 1年に1回記録又は図面により確認する。 〔目視検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査(シリンダーキャビネットの場合)〕 緊急遮断装置、ガス漏洩検知警報設備等の機能について、1年に1回作動することを確認する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p><例示基準 36> 自然発火に対する安全な容器置場とは次のいずれかによる。 1 容器置場に不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根 2 シリンダーキャビネットに収納</p>			
<p>2.8 二階建容器置場の構造 (第6条第1項第42号リ) 【可燃性ガス、酸素の2階建容器置場】</p>	<p>目視及び測定(前回保安検査以降構造に変更がない場合、記録確認により測定に代える。)</p>	<p>〔目視検査〕 開口部、壁等について、破損、変形その他異常のないことを1年に1回目視により検査する。 〔測定〕 容器置場一階の天井高さ(酸素の場合を除く)について、1年に1回実測により確認する。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>

3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等			
3.1 基礎 (第6条第1項第15号) <例示基準 10>	記録確認及び目視検査(記録確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)	〔記録確認〕 地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。 〔目視検査〕 基礎立ち上り部及び貯槽の支柱(底部)と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により検査する。	合 否
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 地盤の許容支持力が荷重を上回ること</p> <p>2 貯槽(貯蔵能力100m³又は1t以上)の支柱(支柱がない貯槽は底部)は同一の基礎に緊結</p> </div>			
3.2 耐震設計構造 (第6条第1項第17号) 【貯槽:貯蔵能力3又は300m ³ 以上、塔:正接線間5m以上m、配管:大臣が定めるもの】	記録確認及び目視検査(記録確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)	〔記録確認〕 耐震設計構造に係る計算結果等について、1年に1回記録により確認する。 〔目視検査〕 基礎立ち上り部、ベースプレート、スカート、サドル、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否 該当ナシ
3.3 貯槽の沈下状況測定 (第6条第1項第16号) <例示基準 11>	測定	〔測定〕 不同沈下のないことを1年に1回レベル用測定器により確認する。ただし、次の条件を満足する場合、3年に1回。 設置後5年以上経過したもの。 過去3年間の測定結果が $h/L < 0.005$ であること。 h = 二点間のレベル差、 L = 二点間の水平距離 測定を行わない期間は、不同沈下のないことを1年に1回目視確認。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">貯槽の測定点とベンチマークとのレベル差を測定する。</div>	合 否 該当ナシ
4 ガス設備(導管を除く)			
4.1 ガス設備(高圧ガス設備を除く)の気密構造 (第6条第1項第10号) 【可燃性ガス、毒性ガス、酸素】	漏洩確認 (可燃性ガス、毒性ガス及び酸素(高圧ガス設備及び空気取入口を除く))	〔漏えい確認〕 1年に1回運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧(運転状態の圧力以上の圧力)のある状態において、漏えい等のないことを発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験で確認する。	合 否 該当ナシ
4.2 ガス設備に使用する材料 (第6条第1項第14号) <例示基準 9>	記録又は図面確認	〔記録又は図面確認〕 1年に1回記録又は図面確認。(前回保安検査以降材料に変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)	合 否

<p>4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度(第6条第1項第11号、第13号)</p> <p>保安検査では原則耐圧試験を実施しない。ただし、フレキシブルホース等耐圧性能を確認する非破壊検査の方法がないものは、耐圧試験により確認する。</p> <p><例示基準 7、8></p>	<p>目視検査及び非破壊検査(肉厚測定含む)</p> <p>二重殻構造貯槽、コールドエバポレーター(加圧蒸発器及び送ガス蒸発器含む)、メンブレン貯槽、エフソプラントの低温・超低温アルミ熱交換機、空気液化分離設備のコールドボックス内機器若しくはコールドボックス内機器と同様に外部が不活性な断熱材で覆われ、窒素等でシールされている等(例えば真空断熱等)の高圧ガス設備で、化学作用によって変化しない材料を使用している機器を除く。</p> <p>目視検査：直接目視、ファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等。</p> <p>開放検査：内部の目視検査及び非破壊検査</p> <p>外部から代替検査できる設備は、外部からの非破壊検査で検査する。</p>	<p>〔目視検査〕</p> <p>(1) 内部の目視検査(配管系、一部特定設備及びそれに準じるものは外部からUT、RT等適切な検査方法)は、原則、次に定める周期内に行う。</p> <p>なお、弁類及び動機器は、分解点検・整備のための開放時(摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は日常点検結果等の実績等を基に定めた周期)に行う。</p> <p>ただし、腐食性のない不活性ガス設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)については、内部の目視検査は不要。</p> <p>(開放検査周期) 腐食のおそれがある場合は短縮する。</p> <p>貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム：15年以内 ・ニッケル鋼：10年以内毎 ・高張力鋼：完成検査後2年、その後3年以内 ・炭素鋼(低温貯槽の材料)：8年以内 ・炭素鋼(上記以外)：完成検査後2年以内、その後5年以内 ・その他材料：完成検査後2年以内、その後3年以内 <p>貯槽以外の高圧ガス設備(動機器を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質劣化を生じるおそれのない材料：3年以内 ・その他材料：完成検査後2年以内、その後3年以内 <p>開放検査とは内部の目視検査及び非破壊検査</p> <p>ただし、動機器にあつては、分解点検・整備のための開放時(摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は日常点検結果等の実績等を基に定めた周期)に行う。</p> <p>②) 外部の目視検査(断熱材等で被覆されているものはその外面)は、1年に1回実施する。</p> <p>〔非破壊検査〕</p> <p>(1) 肉厚則定</p> <p>1年に1回測定する。次に掲げる設備は、各々の時期。過去の実績等により減肉のおそれがないと評価できる弁類(配管系から除外される圧力容器に直結されたもの)及び動機器：</p> <p>分解点検・整備の開放時に減肉が認められたとき。</p> <p>腐食性のない不活性ガス設備：</p> <p>外部の目視検査で減肉が認められたとき。</p> <p>(2) 肉厚測定以外の非破壊検査</p> <p>内部において、開放検査周期内に行う。</p> <p>ただし、腐食性のない不活性ガス設備、劣化損傷が発生するおそれのない設備等は不要。また、余寿命管理が的確に行われている設備は、外部の目視検査を除き、上記周期にかかわらず、その結果に応じた期間内、検査方法で検査できる。</p>	<p>合 否</p>
--	---	---	------------

<p>4.4 高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第12号) < 例示基準 7 ></p>	<p>気密試験</p> <p>二重殻構造の貯槽、メンブレン式貯槽、コールドエバポレータ（加圧蒸発器及び送ガス蒸発器含む）を除く。</p> <p>発砲液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定、放置法漏れ試験</p>	<p>〔気密試験〕</p> <p>1年に1回漏えい等の異常がないことを確認する。</p> <p>高圧ガス設備を開放した場合： 原則として、常用の圧力以上の圧力で、危険性のない気体を用いて実施する（危険がないと判断できる場合には、運転状態の高圧ガスを用いることができる。）。ただし、運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合は、それにより実施できる（窒素等で脆性破壊の危険性がある場合、軸封漏れが起こるポンプ等）。この場合、夏季等運転圧力が高くなる時点で再度漏洩の有無を確認すること。 気密試験要領、ボルト締付管理、施工管理基準類が整備されていること。</p> <p>高圧ガス設備を開放しない場合： 運転状態の圧力、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて実施する。</p>	<p>合 否</p>
<p>5 計装・電気設備</p>			
<p>5.1 計装設備 5.1.1 温度計 (第6条第1項第18号) < 例示基準 12 > < 製造細目告示第6条 ></p>	<p>目視及び精度検査（運転を停止することなく検査を行うことができる施設 1及び設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な構造の場合 2においては、一定の要件を満足する場合に限り代替比較検査ができる。）</p> <p>1 認定保安検査実施者。設備の運転を停止することができなく、腐食性がなく、不純物や水分混入等による腐食・劣化損傷が生じないよう管理されているもの。</p> <p>2空気液化分離設備等のコールドボックス内に検出部が設置された温度計</p>	<p>〔目視検査〕</p> <p>温度計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。</p> <p>〔精度検査〕</p> <p>温度計精度確認用器具を用いて精度を測定し、温度計の誤差が許容差以内であることを2年に1回確認する。</p> <p>〔代替比較検査〕</p> <p>下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該温度計と指示変化が同一な範囲に設置された温度計（比較温度計）との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。</p> <p>当該温度計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。</p> <p>当該温度計と比較温度計との間で応答に遅れが生じないこと。</p> <p>比較温度計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該温度計と比較温度計との指示差が許容差以内であること。ただし、当該温度計と比較温度計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。</p>	<p>合 否</p>

<p>5.1.2 圧力計 (第6条第1項第19号) < 例示基準 13 > < 製造細目告示第7条 ></p>	<p>目視及び精度検査 (運転を停止することなく検査を行うことができる施設においては、一定の要件を満足する場合に限り代替比較検査ができる。)</p> <p>認定保安検査実施者。設備の運転を停止することができなく、腐食性がなく、不純物や水分混入等による腐食・劣化損傷が生じないよう管理されているもの。</p>	<p>〔目視検査〕 圧力計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。</p> <p>〔精度検査〕 圧力計精度確認用器具を用いて精度を測定し、圧力計の誤差が許容差以内であることを2年に1回確認する。</p> <p>〔代替比較検査〕 下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該圧力計と指示変化が同一な範囲に設置された圧力計(比較圧力計)との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。</p> <p>当該圧力計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。 当該圧力計と比較圧力計との間で応答に遅れが生じないこと。 比較圧力計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該圧力計と比較圧力計との指示差が許容差以内であること。ただし、当該圧力計と比較圧力計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。</p>	<p>合 否</p>
<p>5.1.3 液面計等 (第6条第1項第22号) < 例示基準 16 ></p>	<p>目視検査、作動検査(止め弁のみ)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔止め弁の作動試験〕 貯槽と液面形とを接続する配管に設けた手動式及び自動式の止め弁が正常に作動することを、1年に1回確認する。 ただし、自動式の止め弁の作動検査を行うことが不適当な場合は、手動式の止め弁が確実に作動することを確認する。 貯液が可燃性・毒性ガス等で、作動検査を実施することで保安上の問題を生じる場合。</p>	<p>合 否</p>
<p>5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の 防爆構造 (第6条第1項第26号) 【可燃性ガス(アンモニア、プロピレンを除く)】</p>	<p>目視検査 (可燃性ガスの高圧ガス設備に設けられた電気設備)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、腐食、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>5.2.2 保安電力等 (第6条第1項第27号) < 例示基準 20 ></p>	<p>目視検査及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 保安電力等設備の状態及び周囲の状態を1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査〕 1年に1回模擬の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあっては、保安電力が給電されていることを電圧確認で行う。</p>	<p>合 否</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・自動制御装置 ・緊急遮断装置 ・散水装置、水噴霧装置、防消火設備、冷却ファン ・毒性ガス除害設備 ・非常照明設備 ・ガス漏えい検知警報設備 ・通報設備 ・過充電防止装置 	
5.2.3 静電気除去措置 (第6条第1項第38号) 【可燃性ガス】 <例示基準 30>	目視及び接地抵抗値測定 (可燃性ガスの製造設備)	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔接地抵抗値測定〕 1年に1回接地抵抗値測定器具を用いた測定により確認する。</p>	合 否 該 当 ナ シ
<p>1 設置抵抗値は総合 100 (避雷設備を設けたものは総合 10)以下であること</p> <p>2 貯槽、回転機 (接地されている電動機と電氣的に接続されているものを除く)は単独に設置しておくこと。 ただし、機器が複雑に連結している場合及び配管等で連続している場合は、ボンディング用接続線で接地しておくこと。</p> <p>3 ボンディング用接続線及び接地接続線は、容易に腐食や断線しないものとし、ろう付け、溶接、接続金具等により確実に接続する。</p>			
6 保安・防災設備 6.1 常温の温度の範囲に戻す措置 (第6条第1項第18号)	目視及び作動検査	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。 ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、運転状態での調節機能が正常であることを確認する。</p>	合 否
6.2 安全装置 (第6条第1項第19号) <例示基準 13>	目視及び作動検査	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する(下記のものは除く)。</p> <p>〔作動検査〕 バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年に1回行う(下記のものは除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 B 8210 (1994) 蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口径の15分の1未満、呼び径が25未満のソフトシート形のもの): 2年 ・日本工業規格 B 8210 (1994) 全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のもの)で認定保安検査実施者に係る特定施設のもの): 4年 	合 否

<p>6.3 安全弁等の放出管 (第6条第1項第20号) < 例示基準 14 > 【不活性ガス、空気を除く】</p>	<p>目視及び測定</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、前回保安検査以降放出管に変更のないことを記録で確認した場合は、測定に代えることができる。 〔測定〕 放出管の開口部の位置を、1年に1回実測により確認する。 (規定の高さを満たしていることを容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とする。)</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
--	---------------	---	------------------------

<p>放出管の開口部の位置</p> <ol style="list-style-type: none"> 可燃性ガスの貯槽に設けたもの 地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上で周囲に着火源のない安全な位置 毒性ガスの高圧ガス設備、貯蔵設備等に設けたもの 当該毒性ガスの除害のための設備内 1、2以外の高圧ガス設備に設けたもの 近接する建築物又は工作物(当該建築物等が火気取扱い施設の場合は8m以内にあるもの、その他の場合は5m以内にあるもの)の高さ以上で周囲に着火源のない安全な位置 	
---	--

<p>6.4 貯槽の温度上昇防止措置 (第6条第1項第32号) 【可燃性、毒性ガスの貯槽(高さ1m以上の支柱含む)、可燃性ガス貯槽(可燃性物質を取扱う設備)の周辺にあるもの】 < 例示基準 24 ></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気が安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
---	-----------------	--	------------------------

<p>温度上昇防止措置</p>			
<p>1 貯槽本体(貯槽表面積当たり) 30分以上連続放射量</p>			
<p>液化ガス</p>	<p>断熱構造</p>	<p>水噴霧又は散水</p>	<p>消火栓(筒先圧力0.35MPa以上、放水能力40ℓ/min以上)</p>
	<p>なし</p>	<p>5ℓ/min/m²以上</p>	<p>50m²につき1個以上</p>
	<p>準耐火構造</p>	<p>2.5ℓ/min/m²以上</p>	<p>100m²につき1個以上</p>
<p>耐火構造</p>	<p>不要</p>	<p>不要</p>	
<p>圧縮ガス</p>	<p>上記の消火栓又は消防ポンプ自動車</p>		
<p>2 高さ1m以上の支柱(構造物の上に設置された貯槽は、当該構造物の支柱) 厚さ50mm以上のコンクリー又は同等以上の耐火性能を有する不燃性の断熱材で被覆(水噴霧装置等で支柱に放射できる場合を除く)</p>			
<p>3 対象範囲</p>			
<p>(1)防液堤がある可燃性ガス貯槽の場合 当該防液堤の外側より10m以内</p>			
<p>(2)防液堤がない可燃性ガス貯槽の場合 当該貯槽の外側より20m以内</p>			
<p>(3)可燃性物質を取り扱う設備の外側から20m以内</p>			

<p>6.5 負圧防止措置 (第6条第1項21号) 【可燃性ガスの低温貯槽】 < 例示基準 15 ></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設については、模擬信号により検査する。 重錘式真空安全弁は、弁体の質量確認及び摺動部、シート面等の各部に異常がないことの確認によることができる。</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<p>負圧防止措置 圧力計及び圧力警報設備の他、次のいずれか一つ以上 イ 真空安全弁、ロ 均圧管、ハ 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御装置 (又は送液装置)</p>			
<p>6.6 液化ガスの流動防止措置 (第6条第1項7号) 【可燃性又は酸素の液化ガスで貯蔵能力1,000 ㍲以上の貯槽、毒性の液化ガスで貯蔵能力5㍲以上の貯槽 該当】 < 例示基準 5 ></p>	<p>目視及び測定 (測定について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって測定に代えることができる。)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に亀裂、くずれ、損傷、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔測定〕 1年に1回実測により確認する。</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<p>流出防止措置 < 例示基準 5 > < 製造細目告示第 2 条 第 2 項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防液堤 貯槽の種類に応じた防液堤で、集合防液間仕切りがあること。 防液堤内側及び外面から10m (毒性ガスは大臣が定める距離) 以内には大臣が定めたもの以外を設置しないこと。 2 その他 防液堤以外の例示基準に示す措置 			
<p>6.7 不活性ガス置換構造 (第6条第1項23号) 【特殊高压ガス、五フッ化ヒ素等の製造設備】 < 例示基準 17 ></p>	<p>目視及び図面確認 (図面確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって図面確認に代えることができる。)</p>	<p>〔目視検査〕 置換する装置又は内部を真空にする装置の外観に腐食、損傷、変形、その他異常がないこと、不活性ガス供給配管が他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管と別系統であること及び当該配管の外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔図面確認〕 1年に1回図面により確認する。</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 置換用の不活性ガスの供給圧力は、当該設備の常用圧力以上耐圧試験圧力未満とし、十分な量であること。 2 同一の供給源から複数系に供給する場合は、例示基準 78 に示す逆流防止措置を講ずること。 3 設備内から排出されたガスが毒性ガスの場合は、除害設備で毒性を除害した後、放出すること。 4 設備内から排出されたガスが可燃性ガスの場合は、爆発下限界以下に希釈後、安全な場所に放出すること。 			

<p>6.8 毒性ガス配管等の接合 (第6条第1項35号) 【毒性ガス】 <例示基準 26></p>	<p>記録確認又は図面確認(図面確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって図面確認に代えることができる。)</p>	<p>〔記録確認〕又は〔図面確認〕 1年に1回記録確認又は図面確認による。</p> <p>配管、管継手及びバルブの接合は溶接で行うこと ただし、溶接で行うことが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合でも構わない。 (具体は例示基準 26による)</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>6.9 毒性ガス配管等の二重管等 (第6条第1項36号) 【特殊高压ガス、アンモニア、塩素等】 <例示基準 27></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 毒性ガスのガス設備の二重管の措置、当該ガスの漏洩検知の措置、さや管その他の防護構造物に係る検査は、外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動試験〕 二重管に講じた漏えいを検知するための措置の機能に異常のないことを1年に1回ガス漏えい検知警報設備又は圧力を検知し警報する機器を作動させ確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査においては、模擬信号により検査する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>毒性ガスの配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することで、配管の損傷を防止しかつ漏洩ガスの拡散を防止する措置を講じている場合は、二重管に換えることができる。、</p>			
<p>二重管の仕様</p> <p>1 二重管の外層管の内径は、内層管の外径の1.2倍以上とし、材料、肉厚等は例示基準7(耐圧 気密試験) 例示基準8(強度) 例示基準9(材料等)の基準に適合すること。</p> <p>2 内層管と外層管の間には、次のいずれかのガス漏えい検知機能を講ずること。</p> <p>ア 内層管と外層管の間にガス漏えい検知警報設備の検出端部を設置すること。</p> <p>イ 内層管と外層管との間の圧力上昇を検知し、警報機能を有すること。</p> <p>ウ 内層管と外層管の間に常時窒素等不活性ガスを流し、出口側にガス漏えい検知警報設備の検出端部を設置すること。</p> <p>エ 内層管と外層管との間を常時排風設備等により吸引し、出口側にガス漏えい検知警報設備の検出端部を設置すること。</p>			
<p>6.10 貯槽の配管に設けたバルブ (第6条第1項第24号) 【可燃性、毒性ガス、酸素の貯槽】 <例示基準></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に亀裂、くずれ、損傷、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査〕 1年に1回良好に作動することを検査する。 必ずしも弁を全域作動させることを要しない。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>1 貯槽の送り出し受け入れに係る配管に設けた緊急遮断装置(弁)を除き、2個以上の弁が設置してあること。</p> <p>2 上記のうち1個は、貯槽直近にあり、他の弁は別の工程に至る間にあること。</p> <p>3 送り出し受け入れ以外は閉鎖されていること。</p>			

<p>6.11 貯槽配管の緊急遮断装置 (第6条第1項第25号) 【可燃性、毒性ガス、酸素の液化ガス貯槽 (内容積5,000ℓ以上の貯槽該当)】 <例示基準 19></p>	<p>目視、作動検査及び弁座の漏れ検査</p>	<p>〔目視検査〕 緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査及び開放検査の周期が5年を超える貯槽又は開放検査を実施する必要がない貯槽の弁座漏れ検査を行わない年の検査においては、部分作動検査にて代替することができる。 〔弁座漏れ検査〕 保安上支障のない漏れ量以下であることを貯槽開放時に確認。ただし、開放検査の周期が3年超の貯槽又は開放検査不要の貯槽の場合は5年以内に確認する。</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<p>1 取付位置：貯槽に近い位置で、外力の影響を受けにくいこと。 2 操作機構：操作部は貯槽から5m以上離隔し、2箇所 (内 1箇所は事務所等)以上設けること。 3 遮断性能：弁座漏洩量が JISで定める許容量を超えないこと。 4 標示：開閉状態を示す標示 (シグナルランプ等)を設ける場合は、計器室内等に設けること。 5 その他 遮断によりウォーターハンマーが生じない措置をとること。</p>			
<p>6.12 除害のための措置 (第6条第1項第37号・42号) 【特殊高圧ガス、アンモニア、塩素等】 <例示基準 28> <例示基準 29></p>	<p>目視及び作動検査 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素、アンモニア等の製造設備</p>	<p>〔目視検査〕 除害措置の状況を1年に1回目視により確認する。 〔作動試験〕 1年に1回作動試験により確認する。ただし、当該措置が作動することで設備に悪影響を与える等、保安上支障のある場合は、模擬信号等の代替検査とすることができる。</p>	<p>合 否 該当ナシ</p>
<p>1 毒性ガスの種類及び状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じてあること。 2 毒性ガス (特殊高圧ガスを除く)の種類及び設備の状況に応じ、適切な設備 (除害剤散布防止措置、散水装置、ガスを吸引し除害剤を接触させる措置)を設置してあること。 3 特殊高圧ガス等の除害設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有すること。 4 毒性ガス (特殊高圧ガスを除く)の種類等に応じ、除害剤を規定数量以上保有してあること。 5 規定数量以上の保護具を適切な場所に常備しておくこと。</p>			

<p>6.13 ガス漏えい 検知警報設備 (第6条第1項第31号) 【可燃性ガス、アンモ ニア、塩素、ホスフィン 等大臣が定める毒 性ガス】 <例示基準 23></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1 回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回その検知及び警報に係る作動検査を行い、正常 に作動することを確認する。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>1 検出端部設置箇所 (滞留しやすい場所) 建物内 設備群の周囲 10mにつき1個以上 建物外: " 20m " 加熱炉等の火源を含む製造設備 周囲に 2個以上 毒性ガス充填用接続口 1群の周囲に 1個以上</p> <p>2 構造 十分な強度 耐食性 (防食処理) の材料 労安法に定める防爆性能 他が発信し回路が作動中でも、作動すべき条件の場合は作動し、かつ発信箇所が識別できること。</p> <p>3 機能 警報精度 可燃性ガス 警報設定値の± 25%以下 酸素 警報設定値の± 5%以下 毒性ガス 警報設定値の± 30%以下 発信までは、警報設定値の濃度の1.6倍の濃度において、30秒以内であること。</p>			
<p>6.14 防消火設備 (第6条第1項第39号 ・42号又) 【可燃性ガス、酸素】 <例示基準 31></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がなく、使用可能状 態となっていることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備 へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空 気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保さ れていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が 確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まり がないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>

1 防火設備

対象設備	水噴霧装置 (又は散水装置)	放水設備 (散水設備を設けない場合)
・ガス設備 貯蔵設備 充てんに係る容器置場 貯槽から受け払いする ローリー の停車位置 (新型ハルコロリーからハルク 貯槽への場合を除く) 次の設備は除く ・常時、水(水蒸気)に触れて いる設備(温水式蒸発器等) ・回転機器 貯槽 (ただし規則32号の冷 却措置としての散水等は必 要) ・散水することが危険な設備 配管 ディスペンサー	対象貯槽表面積 m^2 当たり イ $5\frac{l}{min/m^2}$ 以上 ロ $2.5\frac{l}{min/m^2}$ 以上 (準耐火構 造相当) ただし 地上高5m超の設備は、 当該設備を5m間隔の水平面で切っ て得られる表面積が最大となるよう に切った場合の表面積を当該設備の 表面積とみなすことができる。	$1.6 \times 5\frac{l}{min/m^2}$ 以上 イ 固定式放水銃 ロ 移動式放水銃 放水能力 $1,900\frac{l}{min}$ 以上 ハ 放水砲 ニ 消火栓 放水砲、消火栓とも筒先圧力 $0.35MPa$ 以上、放水能力 $400\frac{l}{min}$ 以上、2 方向から放水できること。
水源の容量	30分間以上の連続放射水量 必要水量 $m^3 <$ 実際水量 m^3	
操作位置	対象設備から15m以上	

2 消火設備

対象設備	能力単位
貯槽以外の貯蔵設備 (容器置場含む):	停滞量 10tにつきB 10以上の消火器 3個相当以上
貯槽	防液堤がある場合 防液堤の周囲に歩行距離 75m以下毎に3個相当以上 その他の場合 貯槽の周囲の安全な場所に3個相当以上
建屋内高圧ガス設備	不活性ガス等による拡散設備による代替え可

<p>6.15 アセチレン容器の破裂防止措置(第6条第1項第28号) 【圧縮アセチレンガス】 <例示基準 21></p>	<p>目視及び作動検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>1 固定式配管によるもので、容易に使用できるもの。 2 散水装置の主管には、安全な箇所に消防ポンプ自動車ホースと接続することができる枝管を1以上設けてあること。 2 散水装置の電源は、受電設備からの専用線であること。 3 散水装置の配管は、識別できるよう塗色してあること。 5 水源水量は、20m³(流水が使用できる場合は、常時使用しうる0.8m³/min以上)で20分以上送水できるものであること。 6 水源の位置は、当該施設からの水平距離が100m以下であること。</p>			
<p>6.16 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁(第6条第1項第29号・30号) 【圧縮アセチレンガス】 <例示基準 22></p>	<p>目視検査</p>	<p>〔目視検査〕 次により外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 圧縮機と圧縮アセチレンガス充填場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間の障壁 圧縮アセチレンガスの容器充填場所と当該ガスの充填容器の容器置場との間の障壁 圧縮機と10メガパスカル以上の圧縮ガスの充填場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間の障壁</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>
<p>障壁 : <例示基準 22> イ 鉄筋コンクリート 高さ2m(容器置場は1.8m)以上、厚さ12cm以上 ロ コンクリートブロック 高さ2m(容器置場は1.8m)以上、厚さ15cm以上 (イ、ロいずれも配筋 9mm、縦・横間隔 40cm以下) ハ 鋼板製 1.8m以下の間隔の支柱で取り付けられた高さ2m(容器置場は1.8m)以上のもの(次のいずれか) ・t= 3.2mm以上で30×30以上の等辺山形鋼を縦・横間隔40cm以下 ・t= 6mm以上) 圧縮機、充てん場所等に障壁を配置する場合は、日常の作業及び消火活動に支障を及ぼさないようにすること。 可燃性ガス及び毒性ガスの場合は、漏洩ガスが付近に滞留しないよう配置すること。</p>			
<p>6.17 通報措置(第6条第1項第40号) <例示基準 32></p>	<p>目視及び使用検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔使用検査〕 設備が正常に使用できることを1年に1回確認する。</p>	<p>合 否</p>

通報設備の通報範囲		設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)	
<input type="checkbox"/> 保安統括者の常駐事務所と現場事務所との間 (両事務所が同一の場合は除く) <input type="checkbox"/> 現場事務所相互間		<input type="checkbox"/> ペーシング設備 <input type="checkbox"/> 構内電話 <input type="checkbox"/> 構内放送設備 <input type="checkbox"/> インターホン	
事業所内全体		<input type="checkbox"/> ペーシング設備 <input type="checkbox"/> 構内放送設備 <input type="checkbox"/> サイレン <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> メガホン (1,500㎡以内の事業所内に限る)	
事業所内の任意の場所における作業員相互間		<input type="checkbox"/> ペーシング設備 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> トランシーバー (計器等に影響ない場合) <input type="checkbox"/> メガホン (1,500㎡以内の事業所内に限る)	
7 導管			
7.1 設置場所 (第6条第1項第43号イ)	地図及び図面確認 又は記録確認	〔地図及び図面確認又は記録確認〕 導管が設置されているルートの周囲の状況が適切であることを1年に1回地図及び図面又は記録により確認する。	
7.2 地盤面上・下の導管の設置及びその標識 (第6条第1項第43号ロ・ハ)	目視検査	〔目視検査(導管設置の場合)〕 地盤面上の導管の場合： 設置状況に異常のないことを1年に1回目視確認。 埋設導管の場合： 設置状況に異常のないことを1年に1回目視又は図面若しくは記録により確認。 〔目視検査(標識)〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。	合 否
7.3 水中設置 (第6条第1項第43号ニ)	図面確認又は記録確認	〔図面確認又は記録確認〕 1年に1回目図面又は記録により確認。	合 否
7.4 耐圧性能及び強度 (第6条第1項第43号ホ・ヘ)	外部から目視検査及び非破壊検査(肉厚測定含む) 内部から検査できる場合には、「4.3」に準じて確認する。	〔目視検査〕 外部の目視検査は、1年に1回行う。なお、弁類については、内部の目視検査を分解点検・整備時に行う。 〔非破壊検査〕 (1) 肉厚測定 1年に1回実施する。ただし腐食性のない不活性ガス設備(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるも	合 否

	目視検査：直接目視、ファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等	<p>のを除く。)については、外部の目視検査で減肉が認められたときに実施する。</p> <p>なお、電気防食、塗覆等により防食管理がなされている地中埋設導管及び水中設置導管は、塗覆装の点検時に実施する測定検査に代えることが出来る。</p> <p>(2) 肉厚測定以外の非破壊検査 外部から導管の内部について、1年に1回実施する。</p> <p>なお、電気防食、塗覆等により防食管理がなされている地中埋設導管及び水中設置導管は、塗覆装の点検時に実施する非破壊検査に代えることが出来る。</p> <p>ただし、腐食性のない不活性ガス設備（エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。）及び劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。</p> <p>(3) 余寿命管理が的確に行われている導管は、(2)の期間にかかわらず、その結果に応じた期間内で検査を実施することが出来る。</p>	
7.5 気密性能 (第6条第1項第43号ホ)	漏えい確認	<p>〔漏えい確認〕 1年に1回運転状態又は停止した状態において、運転圧力により漏えい等の異常のないことを確認する。</p>	合 否
7.6 腐食防止措置及び応力吸収措置 (第6条第1項第43号ト)	目視検査、対地電位測定	<p>〔目視検査〕 腐食を防止する措置及び応力吸収措置の状況を1年に1回目視確認する。</p> <p>〔対地電位測定〕 電気防食措置を講じた導管について、対地電位を1年に1回測定する。</p>	合 否
7.7 温度上昇防止措置 (第6条第1項第43号チ)	目視検査	<p>〔目視検査〕 塗装、設置状況及びクーラーの冷却水停止時の保護装置について、1年に1回目視確認する。</p>	合 否
7.8 圧力上昇防止措置 (第6条第1項第43号リ)	目視検査及び作動検査	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する(下記のもの除く)。</p> <p>〔作動検査〕 バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年に1回行う(下記のもの除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格B 8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口径の15分の1未満、呼び径が25未満のソフトシート形のもの): 2年 ・日本工業規格B 8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のもの)で認定保安検査実施者に係る特定施設のもの): 4年 	合 否

<p>7.9 水分除去措置 (第6条第1項第43号 又)</p>	<p>目視及び記録確認 (酸素又は圧縮天然ガスの導管と圧縮器間)</p>	<p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する 〔記録確認〕 1年に1回記録により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>7.10 通報措置 (第6条第1項第43号 ル)</p>	<p>目視及び使用検査</p>	<p>〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔使用検査〕 設備が正常に使用出来ることを1年に1回確認する。</p>	<p>合 否</p>

8 移動式製造設備			
8.1 製造施設の付近の状況 (第8条第1項第1号)	目視検査	〔目視検査〕 周辺に、引火性又は発火性物質がないことを1年に1回目視により確認。	合 否
8.2 警戒標 (第8条第1項第2号)	目視検査 (在宅酸素療法用 液化酸素を2ℓ以下 の容器に120ℓ未 満の容器から充 填する場合を除 く。)	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1 回目視により確認する。	合 否
8.3 耐圧性能及び 強度・気密性能 (第8条第1項第3号)	4.3及び4.4に示 す内容		合 否
8.4 消火設備 (第8条第1項第4号)	〔目視検査〕	〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常がなく、使用 可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認す る	合 否
8.5 容器置場 (第8条第1項第5号)	1.1、2.1、2.5～ 2.7、6.12及び6.1 4に示す内容に確 認する。		合 否

以上が移動式製造設備における法第8条第1号の技術上の基準であるが、保安検査においては、次の項目も併せて確認する。(現に移動場面に係るもの、容器及び附属品に係るものを除く。)

検査項目	検査方法	判 定 基 準	判定
1 警戒標等 (第49条第1項第1 号、第50条第1号) <例示基準1>	目視検査	外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないこと を1年に1回目視により確認する。	合 否
<p>警戒標：</p> <p>車両の前後方から明瞭に見える場所。(小型車は運転台の屋根付近でも構わない。)</p> <p>高圧ガス 高圧ガス充填中 火気厳禁 等の警戒標が設置されていること。</p>			
2 温度計等 (第49条第1項第4号) 【バツ積みを除く】 <例示基準65>	目視検査	充てん容器等(ローリーに固定した容器)には、温度計 又は温度を適切に検知できる装置を設けること。	合 否 該 当 ナ シ
<p>1 温度計の場合</p> <p>イ 液送部の温度を検知するもの</p> <p>ロ 最高目盛りと最低目盛りの範囲は100 とし、断熱材を施工していない 容器の最低 目盛りは - 30 であること。</p>			

	2 温度計以外の場合 圧力計とし、温度に換算した表示又は換算表を備えること。		
3 高さ検知棒 (第49条第1項第6号) 【バラ積みを除く】 <例示基準 67>	目視検査	容器(容器の頂部に設けた附属品を含む)の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合は、高さ検知棒を設けること。 運転室の上部に、先端が工作物等に接触したことを検知できるように設け、検知棒の先端が容器の頂部(附属品がある場合はその先端)より10cm以上高くなるよう設置すること。	合 否 該 当 ナ シ
4 損傷防止措置 (第49条第1項第7号、8号) 【バラ積みを除く】	目視検査	後部取出し式容器は、容器元弁 緊急遮断弁に係るバルブと後バンパとの水平距離が40cm以上であること。 後部取出し式容器以外の容器は、容器の後面と後バンパとの水平距離が30cm以上であること。 バラ積みの実際の運搬においても、容器と後バンパ間は原則30cm以上保持すること。	合 否 該 当 ナ シ
5 附属品操作箱 (第49条第1項第9号) 【バラ積みを除く】 <例示基準 68>	目視検査	緊急遮断装置等に係るバルブその他主要な附属品が突出した容器は、車両右側以外(通常左側)に設けた操作箱の中に納めること。 操作箱と後バンパ間は20cm以上であること。	合 否 該 当 ナ シ
6 バルブ開閉状態の識別 (第49条第1項第12号)【バラ積みを除く】 <例示基準 71>	目視検査	容器に設けたバルブ(ロック)には、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。	合 否 該 当 ナ シ
7 消火設備、資材 (第49条第1項第14号、第50条第8号) 【可燃性ガス、酸素】 <例示基準 73>	目視検査	消火設備並びに応急措置用資材工具等を携行すること。 一般的には車両に備え付けてあるので、確認すること。 1 消火設備 イ 車両に固定した容器による場合(ローリーの場合) 可燃性ガス 粉末消化剤(B-10)以上2個(左右1個ずつ) 酸素 粉末消化剤(B-8)以上2個(左右1個ずつ) ロ バラ積み容器による場合 150kg(15m ³)以下 粉末消化剤(B-3)以上1個 150kg(15m ³)~1000kg(100m ³)以下 粉末消化剤(B-10)以上1個 1000kg(100m ³)超 粉末消化剤(B-10)以上2個 2 資材工具等 赤旗、懐中電灯(車両搭載品でもOK)、メガホン、ロープ(15m以上2本以上) 漏洩検知剤、車輪止め(2個以上)、革手袋、 容器バルブグランドスパナ(ローリー除く)	合 否 該 当 ナ シ
9 保護具等 (第49条第1項第15号、第50条第9号) 【毒性ガス】 <例示基準 74>	目視検査	毒性ガスの種類に応じた保護具、資材、薬剤及び工具等を携行すること。 一般的には車両に備え付けてあるので、確認すること。	合 否 該 当 ナ シ

<p>1 保護具 (乗務員数に相当した数量) 防毒マスク、空気呼吸器、保護衣 (圧縮ガス除く)、保護手袋 (圧縮ガス除く)、保護くつ (圧縮ガス除く)</p> <p>2 資材、薬剤 消石灰： 液化ガス1000kg以上 薬剤 40kg以上、液化ガス1000kg未満 薬剤 20kg以上 資材工具等： 赤旗、懐中電灯 (車両搭載品でもOK)、メガホン、ロープ (15m以上 2本以上)、毛布類、バケツ、 漏洩検知剤、消火器 (消火設備参照)、革手袋、容器バルブグランドスパナ (ローリー 除く)、容器バルブ開閉 ハンドル (ローリー 除く)、防災キャップ (ローリー 除く)</p>				
<p>10 注意事項書面 (第49条第1項第21号、第50条第13号) 【可燃性、毒性ガス、酸素】</p>	<p>目視検査</p>	<p>移動中の災害防止に必要な注意事項を記載した書面 (イエローカード)を携行すること。 一般的には車両に備え付けてあるので、確認すること。</p>	<p>合 否 該 当 ナ シ</p>	